

保護者様

関西高等学校

校長 藤原 佳市

学校感染症による出席停止について

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

本校では、学校保健安全法第19条、同施行規則第18、19条により、学校において予防すべき感染症について、以下のように出席停止の措置をとっております。尚、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症につきましては、保護者様の証明による証明書（別紙）の提出をもって出席停止といたします。その他の感染症につきましては、医療機関における治癒証明書をもって出席停止といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。（証明書類につきましては学校ホームページ、「保護者の方へ」よりダウンロードできますので、ご利用ください。）

	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発疹が消失するまで。 すべての発疹が痂皮化するまで。 主要症状が消失した後2日を経過するまで。 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 第3種と同じ。 第3種と同じ。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。